

が支持するよう奨励する。

## 勧告6.2 環境アセスメント

1. 関連するプロジェクトや計画により環境に及ぼす影響の可能性の、事前の適切な評価がないため、湿地の機能と価値の著しい消失と劣化が生じており、また環境に及ぼす影響を評価する方法について国際的な基準および取り組み方の一貫性がその減少に役立つであろうことに関心を持ち、
2. これまでの締約国会議の一連の勧告と決議が、「環境アセスメント(EIA)」の手続きを湿地の賢明な利用を育む一つ的手段として用いるよう奨励していることを想起し、また特にこの勧告の付則に要約されたそれらの決議勧告に含まれている原理に留意し、
3. 多くの締約国が様々な形で環境の査定に効果を与える法的、行政的制度をすでに実施し、しかしまたこの分野の新しいイニシアチブ、特に基準、技術、および手順のガイドラインの採用によって多くの締約国が利益を受けるであろうことを意識し、
4. 湿地政策中の環境アセスメントの目的、また環境アセスメント政策中の湿地保全の目的が注目されねばならないことを考慮し、

締約国会議は、

5. 明白かつ公に透明なやり方で、湿地に関する環境への配慮を計画策定時の決定に取り入れるよう締約国に求める。
6. 事務局が総括的な情報を維持し、またこの問題に関する問い合わせに応ずることができるよう、湿地に関する現行の環境の査定と環境アセスメントについて入手できるガイドラインをラムサール事務局に提出するよう、締約国、国内および国際機関に対し勧める。また
7. 事務局とパートナー機関と協力し、湿地に関する既存の環境アセスメントガイドラインを点検し、必要な場合に湿地の賢明な利用の補助となるラムサールガイドラインの起草を準備し、第7回締約国会議において採択ができるよう提出することを、常設委員会および科学技術検討委員会に対し要請する。

## 勧告6.2の付属書

### 環境アセスメントに関する条文とこれまでの締約国会議の決定の要約

- (i) 湿地の保全と賢明な利用を推進し、また変化が「起こるおそれがある」場合、必然的に予測される場合、影響を予測する方策が必要な場合に行動する義務(第3条)。
- (ii) 環境アセスメント(EIA)はこの目的のために適用され、政策および法律の中に正式に組み込まれるべきとすでに確認が得られた分野である(勧告3.3、決議5.6)。
- (iii) 同様に、たとえば賢明な利用の概念の構成要素など、本条約の下に発展した一連の考え方は、湿地に関する環境アセスメントの過程で開発援助の可否を判断する枠組みを提供している(勧告4.10)。
- (iv) 評価過程には適任の専門家が関与すべきである(勧告1.6)。
- (v) 環境アセスメントは、その結果に基づいて環境を損なう事業の認可の拒否など意味のある行動がとれるよう早期に行うべきである(勧告1.6、決議5.6)。

## 勧告

(vi) 評価過程は、事業計画が実施段階に至ってもなお継続し実際の影響を監視し、影響予測と比較ができるようにすべきである(勧告3. 3、勧告4. 10)。

(vii) 環境アセスメントは、個別の事業計画に限定すべきではなく、複数の事業計画、またさらに戦略計画、プログラムならびに政策の累積的な影響に適用されるべきである(決議5. 6)。

(viii) 環境アセスメントは、開発が提案された土地、または特定の湿地のみに限定して行うのではなく、外部(たとえば上流/下流域)への影響も検討対象とすべきであり、また集水域レベルで水系を形成するあらゆる要素の間の相互作用に適用すべきである(勧告4. 10、決議5. 6)。

### 勧告6. 3 ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の関与に関する勧告

注:この勧告の目的のため、「管理」とは保全と賢明な利用を包含するものとする。

1. 地域住民の参加と要求を考慮に入れた、ラムサール登録湿地の管理計画の策定を求める『賢明な利用の概念実施のためのガイドライン』(勧告4. 10付属書)を想起し、

2. さらに地域社会が、湿地の利用に関する意思決定の過程に関わるようにし、意思決定の過程へ意義深い参加が確実に行われるために、計画される事業に対しての十分な知識を地域社会に提供することを保証する手続きを、締約国が確立するよう提案している『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(決議5. 6付属書)を重ねて想起し、

3. 地域住民及び先住民が、地域内の湿地の賢明な管理を確保することに特別の関心を持っており、特に先住民が湿地の管理に関して独特の知識と経験と要望を持っていることを認識し、

4. 湿地の賢明な利用が地域住民及び先住民の生活の質の向上に寄与し、さらにこれらの人々の湿地管理への関与に加え、湿地の保全及び賢明でかつ持続可能な利用の結果としての恩恵を得るべきであることを確信し、

5. 適切な協議の機構の欠如、あるいは関連する問題についての理解の欠如から、地域住民及び先住民が意思決定の過程から除外される場合があることに留意し、

6. 多くの地域住民及び先住民が、地域にある湿地と長い間にわたって繋がりを持ってきたこと、伝統的な管理の実践によって現代の管理技術の開発を援助することができることを意識し、

7. 今回の締約国会議で開催された、地域社会に根ざした湿地管理に関する分科会で、湿地資源の賢明な利用における地域の人々の積極的かつ十分な情報に基づいた参加に関し、アメリカ合衆国の「カドー湖基金」、セネガル及びボスタリカのIUCN地域事務所、日本の「釧路国際ウエットランドセンター」、WWFインド(ケオラデオ国立公園)及びWWFパキスタン(ウクハリ湿地)、ブラジルのマミラウアにある生態学研究ステーションの取り組み等が、期待できるNGOの事例として発表されたことに留意し、

8. そして、これらの事例あるいはその他の成功している事例に関する情報の普及が、締約国にとって有益で、地域レベルでのNGOとの協力関係を奨励することによって戦略計画の行動計画2. 7の実践を促進するものであることに留意し、

締約国会議は、

9. ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加ができるように、各締約国が特段の努力を払うことを求める。